

手続案内（産業技術課）

部局名	所属名
産業労働部	産業技術課
手続名	
指定計量証明検査機関の指定	
根拠法令	
計量法	
条項	
第117条第1項	
手続対象者	
指定計量証明検査機関の指定受けようとする方	
提出先	
計量検定所	
提出時期	
指定計量証明検査機関の指定を受けようとするとき	
提出書類	
<p>① 指定申請書 ② 定款および登記事項証明書 ③ 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録および貸借対照表 ④申請の日を含む事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書（計量証明検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）</p> <p>⑤ 次に掲げる事項を記載した書面</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 役員または事業主の氏名および履歴、第二条の二に規定する構成員（以下この号において単に「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）ならびに構成員の構成割合</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 計量証明検査の業務を行う特定計量器の種類</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ 計量証明検査の業務を行う地域</p> <p style="margin-left: 2em;">ニ 一年間に計量証明検査を行うことができる特定計量器の数</p> <p style="margin-left: 2em;">ホ 計量証明検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所およびその所有または借入れの別</p> <p style="margin-left: 2em;">へ 計量証明検査を実施する者の資格および数</p> <p style="margin-left: 2em;">ト 計量証明検査以外の業務を行っている場合にあつては、その業務の種類および概要</p> <p style="margin-left: 2em;">チ 手数料の額</p> <p>⑥ 申請者が法第二十七条各号の規定に該当しないことを説明した書面</p> <p>⑦ 申請者が第二条の三各号の規定に適合することを説明した書類</p>	

手数料
—
審査基準
計量法第121条第2項
標準処理期間
未設定
相談窓口
計量検定所
備考